

第25回定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■ 事業報告

企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

その他企業集団の現況に関する重要な事項

新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

社外役員に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

■ 連結計算書類

連結持分変動計算書

連結計算書類の注記

■ 計算書類

株主資本等変動計算書

計算書類の注記

■ ご参考 独立社外取締役の独立性判断基準

上記の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の皆様に対して交付する書面には記載していません。

また、これらの事項は、監査委員会又は会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

株式会社日本取引所グループ

事業報告

企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引所持株会社としての認可を受け、傘下の子会社である(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、(株)東京商品取引所、(株)J P X 総研、日本取引所自主規制法人及び(株)日本証券クリアリング機構などの経営管理を行う株式会社です。当社グループは、(株)東京証券取引所及び(株)大阪取引所が開設する取引所金融商品市場並びに(株)東京商品取引所が開設する商品市場の開設・運営を主要な事業としております。

主要な営業所（2026年3月31日現在）

当社

本店	東京都中央区
大阪本社	大阪市中央区

子会社

(株)東京証券取引所	東京都中央区
(株)大阪取引所	大阪市中央区
(株)東京商品取引所	東京都中央区
(株)J P X 総研	東京都中央区
日本取引所自主規制法人	東京都中央区
(株)日本証券クリアリング機構	東京都中央区
SCRIPTS Asia(株)	東京都中央区

(注) SCRIPTS Asia(株)は2026年4月1日に当社子会社である(株)J P X 総研と合併し、消滅しております。

使用人の状況（2026年3月31日現在）

使用人数	前連結会計年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,252名	4名増	44歳 5か月	17年 10か月

- (注) 1. 当社及び当社グループの事業運営の中核を担う子会社における状況を記載しております。
2. 使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は含んでおりません。

主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入金残高
(株)七十七銀行	9,000百万円
(株)三菱UFJ銀行	23,500百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である木下康司氏、フィリップ・アヴリル氏、遠藤信博氏、大田弘子氏、釜和明氏、住田清芽氏、竹野康造氏、田中弥生氏、手代木功氏、松本光弘氏及び林慧貞氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社グループの取締役、執行役、執行役員、監査役、理事、監事及び一部の社外派遣役員

②保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

社外役員に関する事項

重要な兼職の状況及び当社との関係

〔1. 取締役及び執行役の状況 (1)取締役〕に記載のとおりです。

当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況（回）	発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	木下康司	取締役会：11/11	取締役会の議案審議において、主に金融実務や行政に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営上必要な発言を適宜行っております。
取締役	フィリップ・アヴリル	取締役会：11/11 指名委員会：8/9 報酬委員会：3/3	取締役会、指名委員会及び報酬委員会の議案審議において、主に国内外の金融資本市場等に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営上必要な発言を適宜行っております。
取締役	遠藤信博	取締役会：10/11 指名委員会：9/9	取締役会及び指名委員会の議案審議において、主に企業経営及びシステム・ネットワークに関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営上必要な発言を適宜行っております。
取締役	大田弘子	取締役会：11/11 報酬委員会：3/3 監査委員会：13/13	取締役会、報酬委員会及び監査委員会の議案審議において、主に政府機関における豊富な経験と経済・財政に関する高い見識に基づき、当社の経営上必要な発言を適宜行っております。
取締役	釜和明	取締役会：11/11 報酬委員会：3/3 監査委員会：3/3	取締役会、報酬委員会及び監査委員会の議案審議において、主に企業経営及び財務・会計に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営上必要な発言を適宜行っております。
取締役	住田清芽	取締役会：11/11 監査委員会：13/13	取締役会及び監査委員会の議案審議において、主に財務・会計の専門家としての立場から会計及び監査に関する高い見識に基づき、当社の経営上必要な発言を適宜行っております。
取締役	竹野康造	取締役会：11/11 指名委員会：9/9	取締役会及び指名委員会の議案審議において、主に法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識に基づき、当社の経営上必要な発言を適宜行っております。
取締役	田中弥生	取締役会：9/9 監査委員会：10/10	取締役就任以降に開催された取締役会及び監査委員会の議案審議において、主に大学・会計検査院等で培われた高い専門知識と豊富な経験に基づき、当社の経営上必要な発言を適宜行っております。
取締役	手代木功	取締役会：10/11 指名委員会：9/9 報酬委員会：3/3	取締役会、指名委員会及び報酬委員会の議案審議において、主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営上必要な発言を適宜行っております。
取締役	松本光弘	取締役会：11/11 監査委員会：13/13	取締役会及び監査委員会の議案審議において、主に警察機関における豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営上必要な発言を適宜行っております。

会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに対する報酬等の額

	支払額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	141百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	141百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	51百万円

(注) 当社監査委員会は、当社監査委員会が定める監査法人の評価プロセスにおける評価を踏まえ、前年度における監査の状況、及び当年度の監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び同条第4項の同意を行っております。

3. 非監査業務内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- (2) 監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする。

2. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得るものとする。
- (2) 執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする。

3. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の監査委員会室に所属する社員に対する指示の実効性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- (2) 監査委員会室長は監査委員会の職務を補佐し、監査委員会監査の円滑な遂行のために監査委員会室に所属する他の社員を指揮して所管業務を統括する。

4. 次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。以下この(1)において同じ。）、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 取締役、執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - b. 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。
- (2) 当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下この(2)において「子会社取締役等」という。）が当社の監査委員会に報告をするための体制
- 監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
- a. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - b. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。
5. 前4.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
- (1) 監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者は、当社並びに執行役及び社員等から、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないものとする。
 - (2) 当社並びに執行役及び社員等は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も加えてはならない。
6. 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関して、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
- (1) 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、これを拒むことができない。
 - (2) 前号の規定は、着手金等の前払い、及び事後的に発生した費用等の償還その他の監査委員会の職務の執行に係る費用についても同様とする。
7. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
- (1) 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - (2) 執行役及び社員は、監査委員会が指名した監査委員が、執行役会その他の重要な会議に出席して意見を述べ、又は説明を求めた場合には、誠実かつ適切に対応するものとする。

8. 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 社内規則において定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - (2) コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。
 - a. 役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」や役員及び社員の具体的な行動規範を示した「行動規範」をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則（情報管理に係るものを含む。）の制定及び遵守
 - b. コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（代表執行役グループCEO）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置
 - c. 公益通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運用
 - d. 継続的な周知・教育活動として、コンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、e-ラーニングによる研修の実施
 - (3) 反社会的勢力の排除に向けて、「企業行動憲章」に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。
 - a. 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める。
 - b. 反社会的勢力による市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。
 - (4) 代表執行役グループCEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施する。
9. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 社内規則において明確化された情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用する。
10. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。
- 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ各社」という。）のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、定期的にその状況が報告される体制を整備するため、次のとおり社外取締役を委員長とするリスクポリシー委員会及び代表執行役グループCEOを委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理方針」を制定し、適切に運用することとする。
- (1) リスクポリシー委員会は、「リスク管理方針」に定める包括的リスク管理フレームワークに基づく当社グループ各社における重要リスク管理に係る諸事項を協議し、取締役会に提言及び報告を行うものとする。
 - (2) リスク管理委員会は、当社グループ各社における日々のリスク管理状況及びリスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合の状況の総括的な把握、事態の早期解決のための対応等を協議し、取締役会に報告を行うものとする。
- 特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての当社グループ各社の責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。

そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等をあらかじめ定めておくことにより、適切な対応を図る。

また、市場開設者である当社グループ各社にとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの当社グループ各社の自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

11. 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図る。経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら中期経営計画及び年度予算を策定するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

12. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者（以下「子会社の取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づく各種報告を求める。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

(3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社グループ各社における職務執行の効率化を図る。

(4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社に対し、継続的な周知・教育活動として、当社グループ各社のコンプライアンス担当者ととの連絡会議の開催やコンプライアンス関連の情報配信を行う。

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づき公益通報制度としてコンプライアンス・ホットラインの整備を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容につき報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

(5) その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社の役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」を制定する。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「業務の適正を確保するための体制」の整備とその適切な運用に努めております。

当連結会計年度において実施しました主な取組みの概要は以下のとおりです。

1. コンプライアンス体制の運用状況

- (1) 公益通報制度であるコンプライアンス・ホットラインを継続的に運用し、通報に対する適切な対応及び報告を行ったほか、役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値を示した「企業行動憲章」や役員及び社員の具体的な行動規範を示した「行動規範」をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則等の遵守に関する意識の向上及び周知徹底のため、関連資料のイントラネットへの掲載のほか、役員及び社員に対するコンプライアンス関連の情報配信やe-ラーニングによる研修等を実施しました。また、2024年に発生した当社子会社の(株)東京証券取引所に所属していた元社員による金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事案を受け、全役員及び社員に対して、改めて法令遵守の周知徹底を図るとともに、再発防止に係る諸施策を実施しております。
- (2) 反社会的勢力による当社グループ各社への介入を防止し、健全で公正な市場を構築するための取組みの一環として、警察庁及び警視庁との間で組織している「取引所市場における反社会的勢力排除対策連絡協議会」を2025年12月に開催し、最近の動向等について詳細な情報の共有と活発な意見交換を行いました。

2. 情報保存管理体制の運用状況

- (1) 情報セキュリティ対策基準をはじめとした関連規則に則り、執行役員議事録など執行役の職務の執行状況に係る文書を適時・適切に作成し、また重要文書については、社内及び外部委託先において適切に保管しております。
- (2) 情報漏えいや外部からの不正なアクセス等を防止するための取組みとして、関連規則の整備や事務手続等の策定のほか、システム上のセキュリティ対策等を継続的に行いました。また、役員及び社員に対する情報管理の重要性を周知徹底するため、e-ラーニングによる研修や不審メールを受け取った際の対応訓練を実施しております。

3. 損失危険管理体制の運用状況

- (1) 各部門において、「リスク管理方針」に従い、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を継続的に行っております。その整備・運用状況やグループ横断的なリスクの分析結果等については、代表執行役グループCEOを委員長とするリスク管理委員会において、四半期ごとに協議を行っております。また、より未然予防的なリスク管理の枠組みとして構築した、「包括的リスク管理フレームワーク」の下でリスク管理を行うとともに、リスク管理におけるコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、社外取締役を中心としたリスクポリシー委員会を設置しております。当連結会計年度はリスクポリシー委員会を2回開催し、当社として2026年度に特に重点的に管理すべきリスク「重要リスク」等について協議を行っております。
- (2) 万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となった場合、関係者に対する影響の最小化と、一刻も早い業務の再開を行うため、「事業継続基本計画書」に従った対応を取ることとしておりますが、当連結会計年度においては首都直下地震や南海トラフ地震等の広域災害時における業務継続性の強化のため、当社の東京拠点と大阪拠点を相互にバックアップする態勢の整備を進めました。また、緊急時における対応手順の周知徹底を図るため、役員及び社員向けのe-ラーニ

ングによる研修に加え、首都直下地震、富士山噴火、サイバー攻撃等の緊急事態を想定した各種訓練を実施しております。

- (3) 2024年に発生した(株)東京証券取引所に所属していた元社員による金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事案を受け、当社では、情報管理体制の厳格化や社員教育の強化など、調査検証委員会の調査報告書に記載された各種再発防止策を実施しております。今後も、本件事案を風化させることなく、全役員及び社員への法令遵守の徹底、内部管理体制の一層の強化を図ってまいります。

4. 効率的な職務執行体制の運用状況

- (1) 各部門において、業務の内容に応じて適宜職務権限を委任し業務運営を行い、意思決定手続の機動性を確保しております。
- (2) 中期経営計画2027（2025年度－2027年度）の達成目標の実現に向けて、定期的に取り締役会、執行役会等に業績・進捗状況を報告し、経営環境の変化等を踏まえた事業計画の見直しを行うなど、適切な進捗管理を実施することを通じて、職務執行の効率化を図っております。

5. グループ会社の管理体制の運用状況

- (1) 当社の子会社の管理につきましては、経営管理契約に基づく経営管理の実施又は「関係会社管理規則」に基づき、財務状況に関する資料やリスク管理状況等の各種報告を受けております。財務状況や業務執行状況について、継続的なモニタリングを実施し、必要に応じて助言等を行いました。
- (2) 子会社に対して、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容について報告を受けております。

6. 内部監査体制の運用状況

当社は、内部統制システムの整備及び運用状況の確認、評価等を実施し、業務の遂行状況を法令遵守、妥当性及び効率性の観点から監査することにより経営に資することを基本方針として、代表執行役グループCEO及びCOOの下で、監査を実施しております。

監査は当社グループ各社を対象とし、その結果を四半期ごとに代表執行役グループCEO、COO及び監査委員会に直接報告しております。当社の監査では、当社グループが提供する取引所インフラの重要性を鑑み、システム監査にも重点を置いて実施しております。当該監査結果において、重大な不備は検出されていません。

7. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制の運用状況

当社は、取締役会、執行役会、リスク管理委員会その他の重要会議への出席や、重要会議資料、りん議書等の重要書類の閲覧、内部監査室等との連携など、監査委員会の監査が実効的に行われることの確保に努めるとともに、「監査委員会への報告等に関する規則」に基づき、職務執行に関する事項の各種報告の実施や監査費用の処理などについて、適切に行っております。

連結計算書類

連結持分変動計算書(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定
2025年4月1日時点の残高	11,500	38,935	△4,305	536	-
当期利益	-	-	-	-	-
その他の包括利益(税引後)	-	-	-	594	340
当期包括利益合計	-	-	-	594	340
自己株式の取得	-	-	△20,514	-	-
自己株式の消却	-	△20,001	20,001	-	-
配当金の支払	-	-	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	20,001	-	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	-	△504	△340
その他	-	△5	725	-	-
所有者との取引額合計	-	△5	212	△504	△340
2026年3月31日時点の残高	11,500	38,929	△4,092	625	-

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素合計	利益剰余金	合計		
2025年4月1日時点の残高	536	294,157	340,823	10,324	351,148
当期利益	-	79,139	79,139	2,269	81,409
その他の包括利益(税引後)	934	-	934	-	934
当期包括利益合計	934	79,139	80,074	2,269	82,344
自己株式の取得	-	-	△20,514	-	△20,514
自己株式の消却	-	-	-	-	-
配当金の支払	-	△56,087	△56,087	-	△56,087
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	△20,001	-	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△844	844	-	-	-
その他	-	-	719	-	719
所有者との取引額合計	△844	△75,244	△75,882	-	△75,882
2026年3月31日時点の残高	625	298,052	345,015	12,594	357,609

連結計算書類の注記

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

連結子会社名：(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、(株)東京商品取引所、(株)JPX総研、日本取引所自主規制法人、(株)日本証券クリアリング機構、SCRIPTS Asia(株)

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 3社

会社名：(株)証券保管振替機構、(株)ICJ、(株)東証コンピュータシステム

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約条項の当事者となったときに、金融資産を認識します。

当社グループは、当初認識時の事実関係及び状況において、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には純損益を通じて公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、当社グループは当初認識時に、資本性金融商品への投資における公正価値の変動をその他の包括利益として認識するという取消不能の指定を行う場合があります。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

実効金利法により測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定しており、その変動額を純損益として認識しております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定しており、その変動額をその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替えており、純損益として認識しておりません。

ただし、当該金融資産からの受取配当金については純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

②償却原価で測定される金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、過去の貸倒実績や将来の回収可能価額等を基に算定しております。

営業債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。営業債権以外の金融資産については、原則として12ヶ月の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しておりますが、当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、その判断にあたっては、期日経過情報、債務者の財政状態の悪化等を考慮しております。

金融資産の全部又は一部について回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として扱っております。また、金融資産の全部又は一部を回収できないと合理的に判断される場合には、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

信用減損が発生していない営業債権については、多数の同質的な取引先より構成されているため一括してグルーピングしたうえで、集的に予想信用損失を測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を損益で認識しております。

③清算引受資産及び清算引受負債

(株)日本証券クリアリング機構は清算機関として、市場参加者が行った取引の債務を負担し、取引の当事者となることによって、清算対象に係る債権・債務を清算引受資産及び清算引受負債（以下、「清算引受資産・負債」という。）として計上し、決済の履行を保証しております。

金融商品取引所等における現物取引及び店頭市場における国債の売買取引については、決済日基準により清算引受資産・負債を当初認識すると同時に認識の中止を行っております。

先物取引については、取引日に清算引受資産・負債として当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。さらに、同社は清算参加者との間において、当該損益を日々差金として受払いしていることから、その受払いをもって清算引受資産・負債の認識の中止を行っております。

オプション取引については取引日に、店頭市場における金利スワップ取引及びクレジット・デフォルト・スワップ取引については債務負担を実施した日において、それぞれ当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。

国債店頭取引のうち現先取引及び現金担保付債券貸借取引については、取引開始日において当初認識を行い、その後は公正価値で測定しております。

認識した清算引受資産・負債については、金額を相殺する強制可能な法的権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図を有している場合には相殺し、純額で連結財政状態計算書に計上しております。

また、清算引受資産・負債は、同額で認識されるため、公正価値の変動から発生する損益も同額となります。そのため、当該損益は消去され、連結損益計算書には計上されません。

(2) 資産の減価償却及び償却の方法

①有形固定資産

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目である情報システム設備の見積耐用年数は5年です。

②無形資産

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目であるソフトウェアの見積耐用年数は5年です。

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末には見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。開発中のソフトウェアについて開発計画に変更が生じた場合は、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

③使用権資産

借手としてのリース取引について、リース開始日に、使用権資産を取得原価で、リース負債を未払リース料総額の現在価値として測定しております。

使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース料は、金融費用とリース負債の返済額に配分して認識しております。

短期リース（リース期間12ヶ月以内）及び原資産が少額のリースに係るリース料は、リース料総額をリース期間にわたって、定額法により認識しております。

(3) 従業員退職後給付の会計処理

当社及び当社の一部の子会社は、確定給付型の制度として規約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、並びに確定拠出年金制度を導入しております。

①確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。割引率は、各制度における給付支払見込日までの期間に応じた連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付負債（資産）は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む。）を控除して算定しております。また、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、営業費用として認識しております。

確定給付制度の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

なお、確定給付制度の積立超過を他の制度の債務を決済するために使用できる法的権限を有している場合を除いて、制度間の資産と負債は相殺しておりません。

②確定拠出年金制度

退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(4) 収益の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益

当社グループは、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、主として金融商品取引所事業を行っており、収益は主に役務の提供に該当する取引関連収益、清算関連収益等から構成されております。顧客への役務提供時点において当社グループの履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

② 配当金

支払いを受ける株主の権利が確定したときに認識しております。

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建取引は、取引日における直物為替相場により当社の機能通貨である日本円に換算しております。

各連結会計年度末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、連結会計年度末日の為替レートで換算しており、換算により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

(6) のれんに関する事項

のれんの償却は行わず、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

(7) グループ通算制度の適用

当社及び一部の子会社は、グループ通算制度を適用しております。

II. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 営業債権及びその他の債権	8百万円
(2) その他の金融資産	99百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む。） 21,252百万円

3. 保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 409百万円

4. 金融商品取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

清算参加者預託金は、清算参加者の決済不履行により(株)日本証券クリアリング機構が被る損失に備えるため、同社が清算参加者に預託を求めている担保（清算基金等の清算預託金、取引証拠金、当初証拠金及び変動証拠金）です。

信託金は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被る損失に備えるため、(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所及び(株)東京商品取引所が取引参加者に預託を求めている担保です。

取引参加者保証金は、取引参加者の債務不履行により(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所及び(株)東京商品取引所が被る損失に備えるため、取引参加者に預託を求めている担保です。

各担保は、金銭又は代用有価証券（各社の規則で認められたものに限る。）で預託され、このうち金銭による預託については、連結財政状態計算書の資産・負債に両建てで計上しております。

一方、代用有価証券で預託された担保については、連結財政状態計算書に計上しておりません。なお、各担保の代用有価証券の公正価値は以下のとおりです。

①清算参加者預託金代用有価証券	10,440,394百万円
②信託金代用有価証券	1,030百万円
③取引参加者保証金代用有価証券	3,067百万円

また、違約損失積立金は、清算業務に関して(株)日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金です。

Ⅲ. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 1,031,785,336株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月16日取締役会	普通株式	30,292	(注) 29.00	2025年3月31日	2025年5月30日
2025年10月29日取締役会	普通株式	25,794	25.00	2025年9月30日	2025年12月1日

(注) 1株当たり配当額には、特別配当10円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの (予定)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月15日取締役会	普通株式	37,144	利益剰余金	36.00	2026年3月31日	2026年5月29日

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において、金融商品から生じる各種財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク等）に晒されておりますが、リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に取り組むことで、リスクの回避又は低減に努めております。

当社グループが認識している主要なリスクは、(株)日本証券クリアリング機構の清算業務から発生する信用リスク及び流動性リスクです。

同社は、市場参加者が行った取引の債務を負担することにより取得する債権である清算引受資産について、清算参加者の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、清算参加者に対する資格制度や担保制度等の体制を整備しています。また、同社は、清算参加者に決済不履行が生じた場合であっても、自ら資金不足をカバーし、決済を完了する必要があることから、清算引受負債について流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、資金決済銀行との間で流動性供給に関する契約を締結すること等により、十分な流動性を確保する体制を整備しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当社グループが保有する金融商品として、現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、清算引受資産、清算参加者預託金特定資産、信認金特定資産、違約損失積立金特定資産、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、社債及び借入金、清算引受負債、清算参加者預託金、信認金、取引参加者保証金があります。これらの帳簿価額は公正価値と一致又は近似しております。

3. 公正価値ヒエラルキー

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値の測定に用いられる公正価値の階層（公正価値ヒエラルキー）の定義は次のとおりです。

レベル1： 同一の資産又は負債に関する活発な市場における無修正の相場価格

レベル2： 資産又は負債に関する直接又は間接に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いて算定された公正価値

レベル3： 資産又は負債に関する観察可能でないインプットを用いて算定された公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定されます。

上記の定義に基づき、連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定されている金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3
清算引受資産	527,656	62,873,552	—
その他の金融資産	—	—	3,496
合計	527,656	62,873,552	3,496
清算引受負債	527,656	62,873,552	—
合計	527,656	62,873,552	—

連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債の公正価値及び公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3
その他の金融資産	164,031	96	—
合計	164,031	96	—

なお、連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融資産・金融負債のうち、下記の項目については、いずれも短期であり、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため、公正価値を開示しておりません。

現金及び現金同等物

営業債権及びその他の債権

清算参加者預託金特定資産

信認金特定資産

違約損失積立金特定資産

営業債務及びその他の債務

社債及び借入金（流動）

清算参加者預託金

信認金

取引参加者保証金

4. 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおりです。

(1) 清算引受資産・負債

以下の区分に従い、それぞれに掲げる方法によって公正価値を見積もっております。

- ・先物取引、オプション取引及び店頭デリバティブ取引については、期末日における清算値段により見積もっております。
- ・レポ取引については、取引決済日における受渡決済金額を割り引く方法により見積もっております。

(2) その他の金融資産

市場性のある有価証券については、市場価格等を用いて公正価値を見積もっております。

V. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 335円64銭

2. 基本的1株当たり当期利益 76円81銭

(注) 株式付与型ESOP信託口及び役員に対する株式報酬制度に係る信託口が保有する当社株式は、自己株式として処理しております。

VI. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2026年4月28日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式取得を行う理由

中期経営計画2027の資本政策に基づき、資本効率性の更なる向上と株主還元の一層の充実を図るため。

2. 自己株式取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

40,000,000株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額

200億円（上限）

(4) 取得期間

2026年6月1日～2026年10月26日

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付け

VII. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

「営業収益」の内訳は以下のとおりです。

取引関連収益	77,399百万円
清算関連収益	54,242百万円
上場関連収益	18,682百万円
情報関連収益	33,669百万円
システム関連収益	13,838百万円
その他	902百万円
合計	<u>198,735百万円</u>

当社グループでは、2025年度を初年度とする「中期経営計画2027」を策定しており、当社グループが目指す事業展開の重要性を踏まえて、当連結会計年度より営業収益の内訳を見直しております。

これにより、営業収益の内訳を従来の「取引関連収益」、「清算関連収益」、「上場関連収益」、「情報関連収益」、「その他」の5区分から、「取引関連収益」、「清算関連収益」、「上場関連収益」、「情報関連収益」、「システム関連収益」、「その他」の6区分に変更しております。

取引関連収益は、現物の売買代金並びに金融デリバティブ及びコモディティ・デリバティブの取引高等に応じた「取引料」、取引参加者の取引資格に応じた「基本料」、注文件数に応じた「アクセス料」、利用する売買システム施設の種類に応じた「売買システム施設利用料」等から構成されます。

清算関連収益は、(株)日本証券クリアリング機構が行う金融商品債務引受業に関する清算手数料等から構成されます。

上場関連収益は、新規上場や上場会社の新株発行の際に発行額に応じて受領する料金等から構成される「新規・追加上場料」及び時価総額に応じて上場会社から受領する料金等から構成される「年間上場料」により構成されます。

情報関連収益は、情報ベンダー等への相場情報の提供に係る収益である相場情報料、指数ビジネスに係る収益等から構成されます。

システム関連収益は、売買・相場報道等の各種システムと取引参加者・ユーザーをつなぐarrownetに係る利用料、注文の送信時間等の短縮による売買執行の効率化を目的として、システムセンター内に取引参加者や情報ベンダー等が機器等を設置するコロケーションサービスに係る利用料等から構成されます。

取引関連収益及び清算関連収益は、主として約定日等に履行義務が充足されるためその時点で収益を認識しております。上場関連収益は、その料金が属する期間等で収益を認識しております。情報関連収益は、主として相場情報の配信等により履行義務が充足されるためその時点で収益を認識しております。システム関連収益は、arrownetの利用等により履行義務が充足されるためその時点で収益を認識しております。また、顧客との契約における対価は、重大な金融要素を含んでおりません。

2. 契約残高

契約負債の残高は、次のとおりです。

前受収益	350百万円
------	--------

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示していません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

計算書類

株主資本等変動計算書(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	11,500	3,000	-	3,000	5,302	91,847	97,150	△4,305	107,345
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△56,087	△56,087	-	△56,087
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△20,514	△20,514
自己株式の消却	-	-	△20,001	△20,001	-	-	-	20,001	-
利益剰余金から 資本剰余金への 振 替	-	-	20,001	20,001	-	△20,001	△20,001	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	54,612	54,612	-	54,612
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	725	725
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△21,476	△21,476	212	△21,263
当 期 末 残 高	11,500	3,000	-	3,000	5,302	70,371	75,673	△4,092	86,081

	評価・換算差額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△180	△180	107,164
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	-	-	△56,087
自己株式の取得	-	-	△20,514
自己株式の消却	-	-	-
利益剰余金から 資本剰余金への 振 替	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	54,612
そ の 他	-	-	725
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)	18	18	18
当期変動額合計	18	18	△21,245
当 期 末 残 高	△161	△161	85,919

計算書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員及び役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益の計上基準

(1) 顧客との契約から生じる収益

当社は、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、金融商品取引所持株会社として、当社の属する金融商品取引所持株会社グループの経営管理等を行っており、収益は主に役務の提供に該当する経営管理料等から構成されております。顧客への役務提供時点において当社の履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

(2) 配当金

支払いを受ける株主の権利が確定したときに認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
- (2) グループ通算制度の適用
当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。）に従っております。
6. 表示方法の変更に関する注記
当社グループでは、2025年度を初年度とする「中期経営計画2027」を策定しており、当社グループが目指す事業展開の重要性を踏まえて、当事業年度より営業収益の内訳を見直しております。
これにより、営業収益の内訳を従来の「経営管理料」、「関係会社受取配当金」、「その他」の3区分から、「経営管理料」、「関係会社受取配当金」、「システム関連収益」、「その他」の4区分に変更しております。
- II. 会計上の見積りに関する注記
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 関係会社株式
1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 124,872百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
当社は関係会社株式の評価については、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記、1. 資産の評価基準及び評価方法」によっております。当該評価に関し、投資先の業績が将来の不確実な経済条件の変動等に影響を受けて、実質価額が著しく下落した場合、評価損が発生する可能性があります。
- III. 貸借対照表に関する注記
1. 有形固定資産の減価償却累計額 49百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）
短期金銭債権 5,126百万円
短期金銭債務 404百万円
3. 保証債務
従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 409百万円
4. 損失補償等
当社は、清算業務に関して被った損失を補填するための積立金として、違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。
- IV. 損益計算書に関する注記
関係会社との取引高
営業取引による取引高
営業収益 62,913百万円
営業費用 213百万円
営業取引以外の取引による取引高 66百万円
- V. 株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 3,857,437株
(注) 株式付与型ESOP信託口及び役員に対する株式報酬制度に係る信託口が保有する当社株式が含まれます。
- VI. 税効果会計に関する注記
繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金等であります。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	(株)東京証券取引所	(所有) 直接 100.0%	資金の借入 社員の出向 役員の兼任	資金の借入 (注1)	55,500	関係会社 短期借入金	55,500
				出向負担金の支払 (注2)	1,849	未払費用	181
				出向負担金の受入 (注3)	1,027	未収入金	7
	(株)大阪取引所	(所有) 直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	12,500	関係会社 短期借入金	12,500
	(株)東京商品取引所	(所有) 直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1)	4,500	関係会社 短期借入金	4,500
	(株)J P X総研	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 システム利用 役員の兼任	資金の貸付 (注4) システム利用料の支 払 (注5)	5,000 1,292	関係会社 短期貸付金 営業未払金	5,000 122
日本取引所自主規 制法人	(所有) 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注1)	2,500	関係会社 短期借入金	2,500	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の借入利率については、市場金利等を勘案して決定しております。
(注2) 出向負担金については、当社への出向者の人件費を勘案して決定しております。
(注3) 出向負担金については、当社からの出向者の人件費を勘案して決定しております。
(注4) 資金の貸付利率については、市場金利等を勘案して決定しております。
(注5) システム利用料については、当該業務に係る費用を勘案して決定しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 83円59銭
2. 1株当たり当期純利益 53円01銭

(注) 株式付与型ESOP信託口及び役員に対する株式報酬制度に係る信託口が保有する当社株式は、自己株式として処理しております。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2026年4月28日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式取得を行う理由

中期経営計画2027の資本政策に基づき、資本効率性の更なる向上と株主還元の一層の充実を図るため。

2. 自己株式取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

40,000,000株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額

200億円（上限）

(4) 取得期間

2026年6月1日～2026年10月26日

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付け

ご参考 独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役について、当社において合理的に可能な範囲で確認した結果、以下の第1項から第13項までに掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行取締役等又は従業員ではないこと。
2. 最近5年間に於いて、当社の現在の主要株主グループ又は当社が現在主要株主である会社の業務執行役員又は従業員ではないこと。
3. 直近事業年度又は直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於いて当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員ではないこと。
4. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は従業員ではないこと。
5. 当社グループの業務執行取締役等を社外取締役として受け入れている企業グループの業務執行役員ではないこと。
6. 最近3年間に於いて、当社グループの大口債権者等グループの業務執行役員又は従業員ではないこと。
7. 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員ではないこと。
8. 最近3年間に於いて、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であつて、当社グループの監査業務を実際に担当していた者ではないこと（補助的関与は除く。）。
9. 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであつて、役員報酬以外に、当社グループから、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者ではないこと。
10. 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであつて、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員ではないこと。
11. 以下に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族ではないこと。
 - (1) 最近5年間に於ける当社グループの業務執行役員又は重要な従業員。
 - (2) 最近5年間に於ける当社の現在の主要株主又は当社が現在主要株主である会社の役員。
 - (3) 直近事業年度又は直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかに於ける当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は重要な従業員。
 - (4) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は重要な従業員。
 - (5) 最近3年間に於ける当社グループの大口債権者等グループの業務執行役員又は重要な従業員。
 - (6) 最近3年間に於いて、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であつて、当該期間において、当社グループの監査業務を実際に担当していた者（補助的関与は除く。）。
 - (7) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであつて、当社グループから、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者。
 - (8) 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであつて、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー又はアソシエイトのうち、当社グループを担当する業務に直接従事している者。

12. 当社の社外取締役として、通算の在任期間（当社グループの社外取締役、社外監査役又は外部理事等の在任期間を含む。）が8年を超えない者であること。
 13. 前各項の定めにかかわらず、当社において、当社的一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。
 14. 上記第2項から第11項までのいずれかに該当しない者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。
- (注) 1. 「当社グループ」とは、当社及び当社連結子会社をいう。
2. 「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、理事長及び常任理事をいう。
 3. 「主要株主」とは、議決権の所有割合が10%以上の株主をいう。
 4. 「主要な取引先」とは、当社グループを主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けていた者）及び当社グループの主要な取引先である者（当社に対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者）又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。
 5. 「4.」及び「11.(4)」における「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。
 6. 「大口債権者等」とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。
 7. 「9.」及び「11.(7)」における「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の額（役員報酬を除く）をいう。
 8. 「主要な取引先とするファーム」とは、過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファームをいう。
 9. 「重要な従業員」とは、当社グループにおける部長職以上の業務執行者及びその他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

以 上